

令和4年版

袖ヶ浦の環境

袖ヶ浦市

はじめに

袖ヶ浦市では、自然環境と生活環境との調和を図るとともに、気候変動やエネルギー問題等の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境施策の最上位計画となる「第2次袖ヶ浦市環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち袖ヶ浦」の実現を目指しています。

本書は、令和3年度の本市における環境の状況並びに環境対策などについて、その概要をまとめたものであり、市民の皆様一人ひとりに、袖ヶ浦の環境の現状をご理解いただくとともに、環境問題を身近な課題と感じていただき、環境保全に取り組む契機としていただければ幸いに存じます。

環境保全都市宣言

私たちは、きれいに澄んだ小川、さわやかな青空、野や山の緑、このような美しい自然に囲まれ、都市としての機能の充実した生活環境のなかで、うるおいとやすらぎのある、快適な生活を送れるまちに住みたいと願う。

近年のめざましい産業の発展と都市化の進展は、より高度な文化的な生活など、私達の市民生活に大きな恩恵をもたらした。

一方、市民の快適な環境に対する志向が高まり自然と調和のとれた質の高い生活環境の整備が重要となってきた。

今や環境問題は、一個人一地域の問題にとどまらず、宇宙船地球号の中で私たちは地球的規模で考えた行動が求められている。

このため、行政、市民及び事業所が一体となり自らの手で豊かな自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するため、市制施行の年にあたり、次の目標を掲げ、市民の総意としてここに袖ヶ浦市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

- 1 地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる
- 1 きれいな水を、守り育てる
- 1 きれいな空気を、守り育てる
- 1 美しい緑を、守り育てる
- 1 安らぎのある街並みを、守り育てる
- 1 リサイクル社会を目指し、環境を守り育てる

平成3年6月14日

袖ヶ浦市

目 次

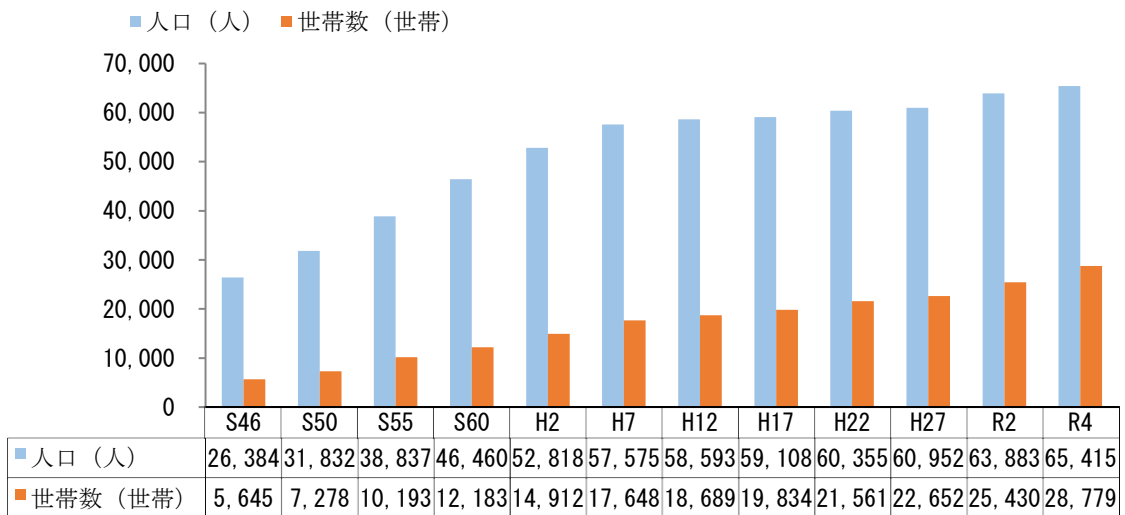
1. 袖ヶ浦市の概況	1
2. 環境問題の動向	3
3. 総合的環境保全対策の推進	7
4. 環境の現状と対策	8
4-1. 自然環境の保全	8
(1) 水とみどりの保全	8
(2) 生物多様性の保全、有害鳥獣、特定外来生物への対策	9
4-2. 環境保全対策	11
(1) 大気環境	11
(2) 水環境	16
(3) 騒音・振動	22
(4) 悪臭	24
(5) 公害苦情	25
(6) 放射性物質の現状	26
4-3. 地球温暖化対策	28
(1) 再生可能エネルギーの活用	28
(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	29
4-4. 廃棄物対策	30
(1) 一般廃棄物	31
(2) 産業廃棄物	44
(3) 廃棄物の不法投棄	44
(4) 土砂等の埋立て	45
4-5. 環境啓発	46
(1) 啓発活動	46
(2) 補助金制度	49

1. 袖ヶ浦市の概況

人口・面積等

人 口	令和4年4月1日現在	国勢調査 (令和2年10月1日[確報値])
	65,415人 男 33,130人 女 32,285人	63,883人 男 32,214人 女 31,669人
世 帯 数	28,779世帯	25,430世帯
産 業 別 人 口 (令和2年国勢調査)	第一次産業 1,104人 (3.6%) 第二次産業 7,941人 (26.5%) 第三次産業 20,080人 (67.0%) 分類不能 832人 (2.7%)	
地 勢	面 積 94.92km ² 周 囲 84.5km 海岸線 28.7km 広ぼう 東西 14.0km、南北 13.5km	
市 役 所 の 位 置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平 和 都 市 宣 言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環 境 保 全 都 市 宣 言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉 妹 都 市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国・サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

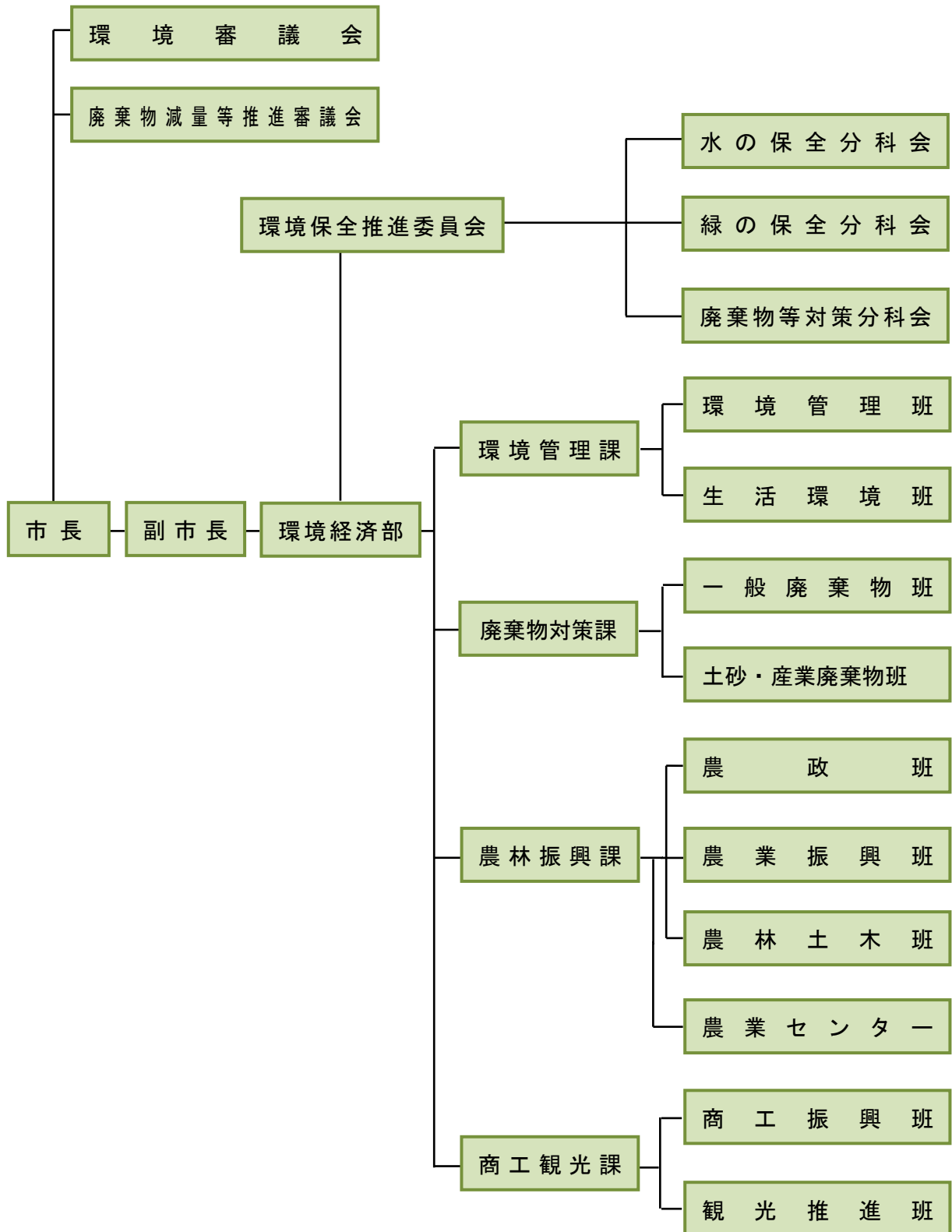


※S46は10月末日現在、R4は4月1日現在の人口

※それ以外は国勢調査による人口

環境行政組織図

令和4年4月1日現在



2. 環境問題の動向

近年、わが国では様々な環境問題やその対策が取り上げられています。

ここでは、その中からいくつかを紹介し、問題に対する本市における対策について併せてご紹介します。

なお、これらの問題はそれぞれ独立したものではなく、相互に影響を与えているものがほとんどです。

地球温暖化対策や資源の枯渇問題のためにも、私たちの日々の行動が大変重要となります。次世代に今の地球を残すために、私たち一人ひとりが考えて、私たちが今出来ることから取り組む必要があります。

(1) 地球温暖化

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が過剰に放出・蓄積されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度バランスが崩れ、地球上の気温が上昇する現象です。

地球温暖化が進むと、異常気象、砂漠化、干ばつ、海面上昇による土地の水没、洪水、作物の不作や野生生物の絶滅といったさまざまな被害が懸念されます。

2014年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、1880年～2012年の約130年間において世界の平均地上気温は0.85℃上昇しています。また、1901年～2010年の期間中、世界平均海面水位は、0.19m上昇したと発表しています。

2015年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界総排出量の55%以上を占める55か国以上の締約国が批准して、2016年に発効するなど、国際的な協調が進んでいます。

また、国では、2021年「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度において温室効果ガスを46%（2013年度比）削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。

袖ヶ浦市は、「袖ヶ浦市環境基本計画」に基づき再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの対策を推進しており、また、市役所における省エネルギー等を推進するため、2001年3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、庁舎や市関連施設等における温室効果ガス削減などを推進しています。

(2) 資源循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、最終処分場の不足や、ごみ処理による温室効果ガスの排出量の増加など、環境の保全を阻害する側面を有しています。また、天然資源の枯渇や、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

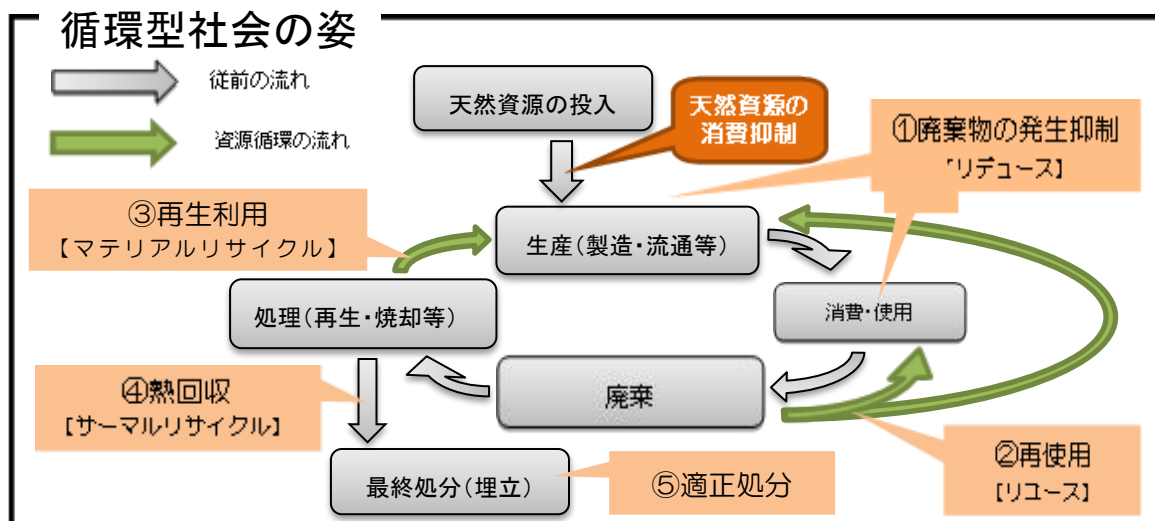
このため、国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定、平成15年には「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指しています。

さらに、関連法として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたほか、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」の整備や、各種取組の進展により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展しています。

一方で、近年世界規模で資源制約が強まると予想されるほか、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋め立て処分されているといった課題を改善するべく、貴重な資源として一層有効活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制する新たなステージに進むための基本的方向として、質にも着目した循環型社会の形成をめざし、取り組んでまいりました。

そこで、平成30年6月に閣議決定された、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、前基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」が掲げられました。

本市においても、令和2年3月に「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、計画に基づき、社会を構成する各主体との連携の下で、3Rの推進など循環型社会の形成を一体的に実行するため、各種取組の展開を図ります。



(3) 生物多様性の保全

自然界には、数えきれないほどの生物が、場所に応じた様々なつながりを持ちながら生きています。これを「生物多様性」と呼び、世界的にも生物多様性の保全の重要性は広く認識されています。

ア レッドデータブック

長い歴史の中で育まれた地域固有の野生動植物が、開発による生息・生育環境の改変や乱獲などの人間活動に伴い、その生存が脅かされ、その結果、絶滅の危機に直面している種が数多くあります。この対策として、これらの野生生物について特に保護する必要があるものを選定し、その方法等を取りまとめた「レッドデータブック」が作られ、環境学習の教材などとして活用されています。こうした絶滅の危機に瀕している野生生物の存続は私たちの意識と行動に委ねられているといえます。

イ 外来生物

外来生物とは、もともとその地域では生息していない生物で、人間の活動によって外国などから入ってきた生物のことをいいます。明治以降、人間の移動や活動が盛んになり多くの動植物が、ペットや展示用等の目的で輸入されたり、荷物や乗り物などに紛れ込んだりして日本に入ってきてしまっています。

これら外来生物の問題点は、在来生物との競争や交雑等により生態系へ影響を与えたり、畑を荒らしたり漁業対象の生物を食べたりする農林水産業への影響、あるいは外来生物自体が毒を持っているなどの場合は人命や身体への危険がある場合もあります。このため、特に被害を及ぼす危険のある生物を「特定外来生物」として指定し、輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止されています。

また、必要に応じて県及び市で駆除等を行っています。

		外来種	
		特定外来生物 アライグマ	ハクビシン
顔		耳の縁とヒゲが白い。	 顔の真ん中、鼻から額にかけて白い帯があり、「白鼻芯」の名の由来となっている。
全体像	 	尾に黒いシマがある。	 
足裏	 指が長い	5本指	 指は短い

(4) 本市における環境問題の流れ

本市では、温暖な気候の下、古くから農水産業を中心に人々の生活が営まれてきました。

また、昭和30年には、臨海部で国営長浦干拓事業が実施されるなど特に農業が盛んでした。昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変や貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場と環境保全のための協定の締結や、環境条例・各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに、緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきた結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護については、一応の成果を収めました。

一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費生活の拡大が進んだ結果、自動車交通公害や生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増加などによる廃棄物問題などの都市・生活型環境問題への対応が重要な課題になっていますが、いずれも人間の活動によって発生する問題です。

また、他にも自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来動物種の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等の課題も生じています。

環境は現代を生きる私たちだけでなく、将来の世代がその恵みを受けられるよう維持されなければなりません。複雑・多様化する環境問題に対応し、健全で良好な環境の恵みを将来に引き継ぐためには、市民・事業者の皆さん全ての参加を得て、環境に配慮した生活や事業活動の実践による環境への影響が少ない持続的発展が可能な社会の構築、多様な自然環境の体系的な保全、国際的視野に立った環境保全などへの積極的な取り組みを展開することが求められています。

3. 総合的環境保全対策の推進

(1) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画

ア 計画の目的

第2次袖ヶ浦市環境基本計画は、長期的な目標のもと、市民、事業者、行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的、計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をよりよいものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

イ 計画の期間

第1次袖ヶ浦市環境基本計画の計画期間は、平成15年度(2003年度)から令和4年度(2022年度)までの20年間としたところですが、平成27年に採択された持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な動向、国の第五次環境基本計画の策定等の国内の動向等の変化に対応するため、令和2年3月に、令和2年度を初年度とする、計画期間を12か年とする第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。

ウ 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係し合っていることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとなっています。また、対象の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動とし、これらに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

(2) 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害を総合的・計画的に防止していくためのさまざまな行政施策を取りまとめたものです。本市は「千葉地域公害防止計画」の地域に含まれており、総合的な公害防止施策を推進しています。

(3) 環境の保全に関する協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止と地域住民の健康や生活環境の保全を目的として、市内に立地している企業の協力により、地域の実情に合ったきめ細やかな、環境の保全のための取決めを結んでいます。

令和4年4月1日現在の協定締結工場は、三者協定(県・市・事業者)18工場、二者協定(市・事業者)31工場です。

4. 環境の現状と対策

4-1. 自然環境の保全 ～豊かな自然と共生するまち～

(1) 水とみどりの保全

本市では、美しい緑を守り育て、安らぎのある街づくりを目指し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例」を定め、市民や工場・事業所の協力のもと、緑の確保及び推進に努めています。

ア 蔵波小鳥の森

市街地に残された貴重な樹林を残すための一手段として、自然林を保存しながら、木々を植栽し、小鳥たちのために水呑場、砂遊び場、巣箱、餌台を設けた小鳥の森が蔵波八幡神社裏手の高台にあります。

晴れた日には眼下に長浦駅前の市街地、工場地帯、青く輝く東京湾を見下ろせます。

ここでは、ウグイス・メジロ・ヒヨドリなどが見られます。



蔵波小鳥の森

イ しいのもり

椎の森工業団地内の自然環境保全緑地（約20ha）は、平成18年度に生物多様性の確保と自然と触れ合う場として整備方針を定める「椎の森自然環境保全緑地整備基本計画」を策定し、市民が小動物や昆虫など触れ合い、自然観察などの体験が出来るような活用を図るべく、市民ボランティアによる整備を進め、一般開放しています。

引き続き、ボランティアによる維持管理活動を実施しており、毎月第1土曜日、第3日曜日の午前中に2時間程度の軽作業を行っています。作業は毎回25名程度の参加者により、刈払機を用いた下草刈り、散策路の整備、湿地・水路の整備、不法投棄物の撤去などを実施しています。



しいのもりボランティア作業の様子

ウ 保存樹木・樹林

市街地に残された貴重な自然を残すため傾斜地の樹林や、高さが15メートル以上で樹容の優れた樹木に対し、その保全等に要する費用の一部を助成する保存樹木・保存樹林補助金制度があります。

保存樹木 183本

保存樹林 86, 803㎡



保存樹木

エ 緑化協定

一定規模以上の開発や事業所の建設時に敷地の20%程度の緑化をお願いしており、その総面積は約186ヘクタールに達しています。

三者協定（県・市・事業所） 71事業所

二者協定（市・事業所） 124事業所



緑化協定(吉野石膏千葉第二工場)

(2) 生物多様性の保全、有害鳥獣・特定外来生物への対策

自然環境の変化や人為的な生物の移動など、人の活動により崩れてしまった生態系のバランスを、人の手により修復していく必要があります。

ア 希少な野生生物の保護

市の管理地において、開発等により生息地を追われた希少な野生生物の保護を、ボランティアの方々の活動により行っています。

繁殖の時期に合わせて、有害鳥獣等からの食害を防ぐための電気柵の設置や、一時的な保護を行い、生存数の維持に努めています。

イ 有害鳥獣等の駆除

本市においても平成20年度以降、アライグマ・ハクビシンによる農作物被害が発生しており、継続的に駆除を行っていますが、駆除個体数は増加傾向にあるとともに生息域も市街地周辺にも拡大してきています。

アライグマ等は雑食性動物のため、果実が実った状態の果樹を放置したり、生ごみを夜間に放置しないよう注意するとともに、古い木造家屋等（神社、寺院、空家）の屋根裏などに住み着き繁殖しますので、隙間を塞ぐなどの対策が必要です。

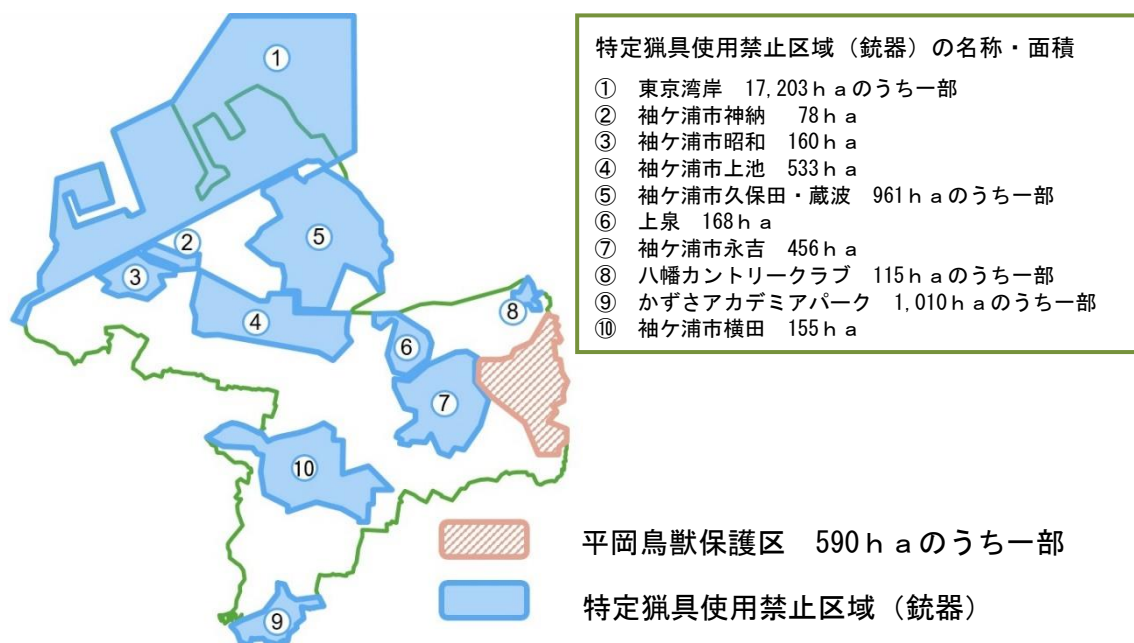
有害鳥獣年度別駆除個体数（アライグマ・ハクビシン合計）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
頭数	198	152	151	115	168	177	261	250	248	347

ウ 鳥獣保護

有害鳥獣であっても、全ての鳥獣は「鳥獣の保護及び管理等に関する法律」により保護される対象となるため、むやみに捕獲・駆除を行うことはできません。

捕獲には資格が必要であり、捕獲方法、時期、場所等を守る必要があります。



鳥獣保護区等区域図

4-2. 環境保全対策 ～快適で安全に生活できるまち～

(1) 大気環境

大気汚染の要因は、工場や事業所から排出されるばい煙や自動車の排出ガスなどが考えられており、主要な大気汚染物質についてそれぞれ環境基準が定められています。

市では大気環境の監視及び発生源である工場等の排出ガスの調査を実施しています。

ア 監視体制

市内の大気環境の監視体制は、10箇所の大気環境測定局をテレメータシステムで結ぶことにより、大気汚染物質等の常時監視を行っています。また、ダイオキシン類などの有害物質については定期的にモニタリング調査を行っています。



大気環境常時監視測定局

○大気環境測定局・監視項目一覧（令和3年度）

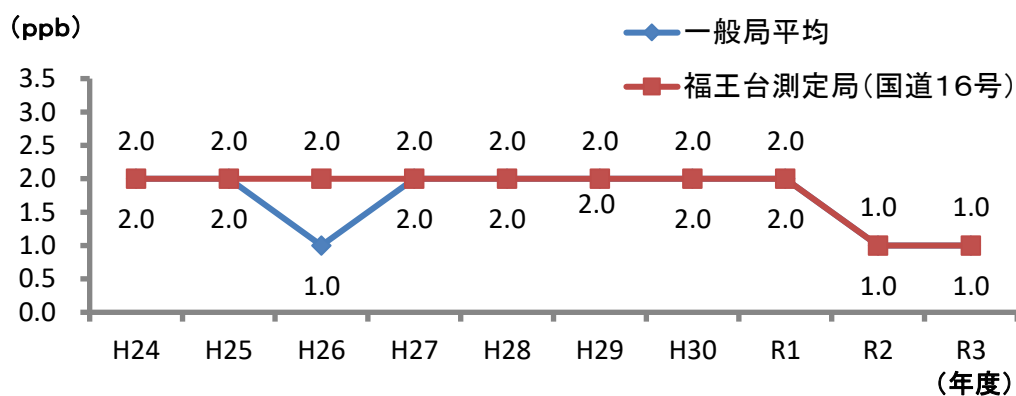
区分	測定局名	常時監視項目											モニタリング調査項目		
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	温度湿度	日射紫外線	降雨量	ダイオキシン類	ベンゼン	
一般環境測定局	坂戸市場	○	○	○		○			○	○					
	長浦	○	○	○		○	○	○	○				○	○	
	代宿	○	○	○		○		○	○	○		○			
	三ツ作	○	○	○		○			○						
	蔵波		○	○		○			○			○			
	吉野田		○	○		○			○						
	横田	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	
自動車排出ガス測定局	福王台	○	○		○	○		○	○			○			
	大曾根				○	○	○		○						

○令和3年度市内大気環境の環境基準達成状況

測定項目	達成状況		基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的 評価	○ 測定6局中全局	日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的 評価	○ 測定10局中全局	1日平均値のうち、低い方から98%相当が0.06ppm以下
光化学オキシダント (O _x)	環境 基準	× 測定8局中0局	1時間値0.06ppm以下
一酸化炭素 (CO)	長期的 評価	○ 測定2局中全局	日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的 評価	○ 測定10局中全局	日平均値の2%除外値が0.100mg/m ³ 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m ³ を超えた日が2日以上連続していない測定局
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的 評価	○ 測定2局中全局	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下
有害大気汚染物質 (ベンゼン)	環境 基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値3μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	環境 基準	○ 測定2地点中全地点	1年平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物(SO_x)の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、長らく低濃度を維持し、環境基準を満たしています。令和3年度は全測定局において環境基準を満たしています。

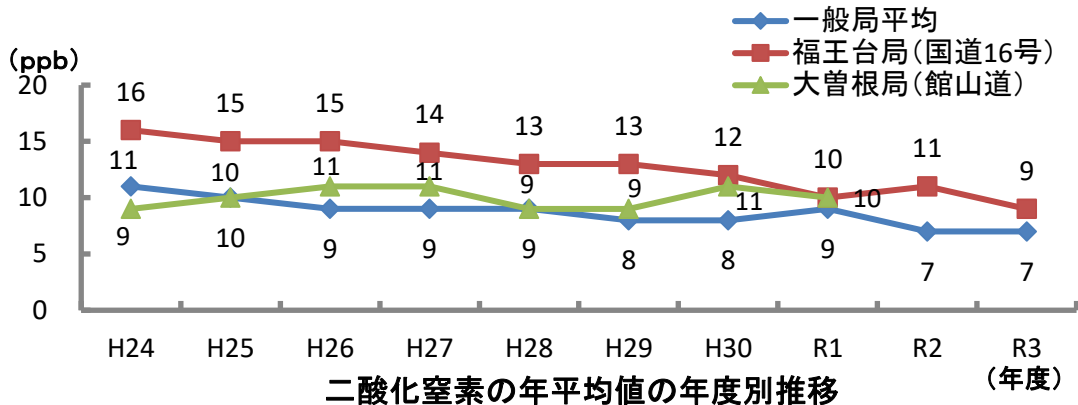


二酸化硫黄の年平均値の年度別推移

(イ) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) の代表的な成分で、主に工場や自動車から発生しますが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局が高い値となっていますが、環境基準は満たしています。

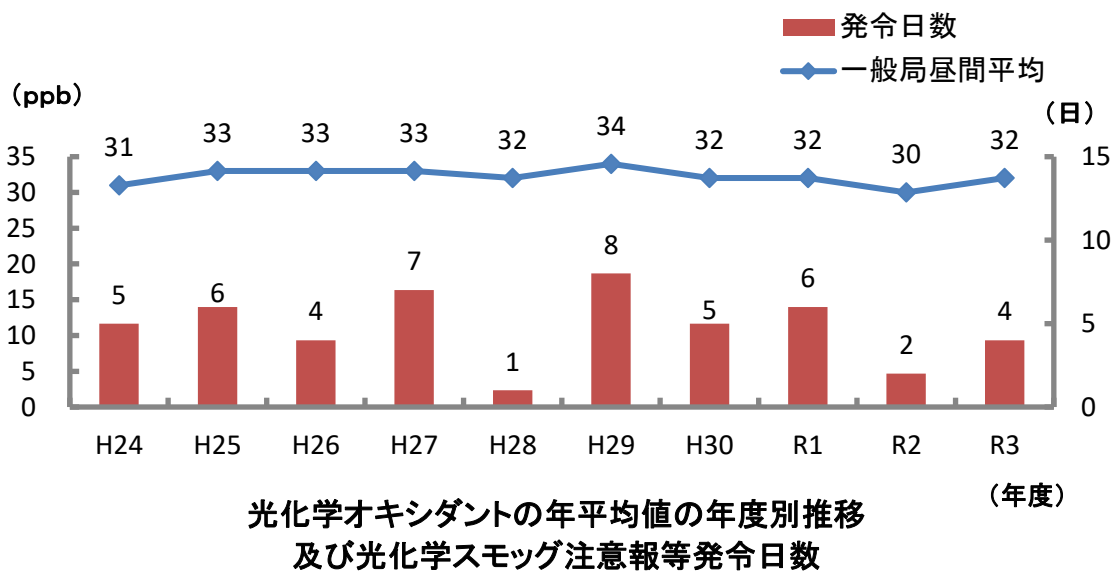


(ウ) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダント (O_x) は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応をおこし生成される物質で、春から夏にかけて日射量が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が局地的に高くなります。

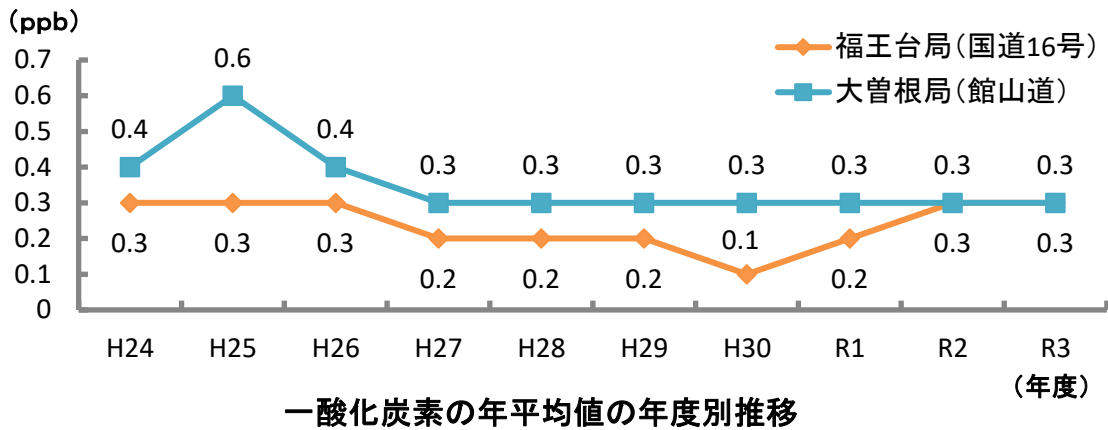
光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに、光化学スモッグ注意報が発令されます。

令和3年度における光化学オキシダントの環境基準は全局未達成であり、光化学スモッグ注意報は4日発令されました。



(エ) 一酸化炭素 (CO)

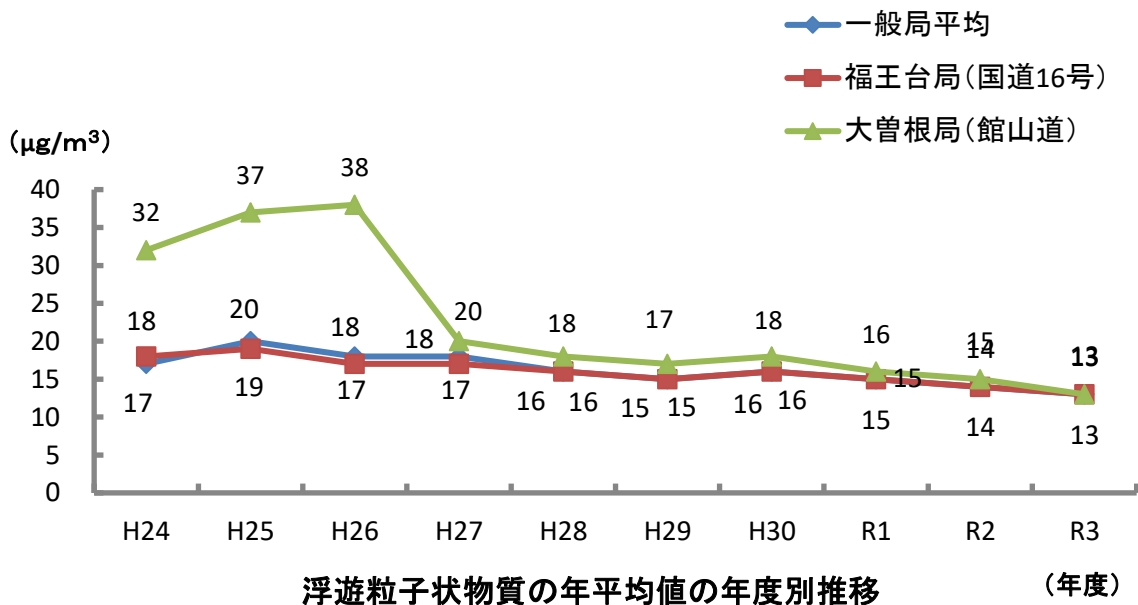
一酸化炭素 (CO) は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が必要な発生源となっています。市では館山道及び国道16号の2箇所の自動車排出ガス測定局で測定していますが、両局とも環境基準を満たしています。



(オ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル=1/1000 ミリメートル) 以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。

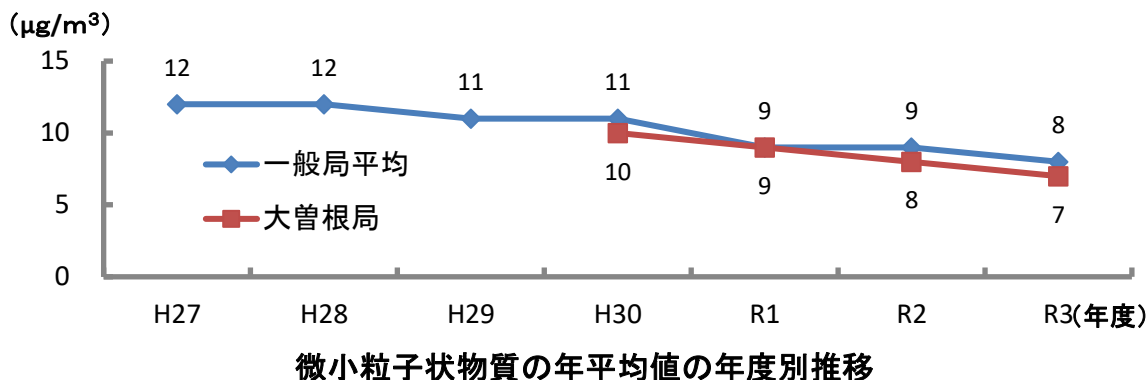
工場や自動車の排ガス規制により、年々全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。令和3年度は全測定局において環境基準 (長期的評価) を満たしています。



(カ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

S PMに比べ、さらに細かい粒径 2.5 μm以下の粒子を微小粒子状物質といい、小さな粒子が肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されることから、平成21年に環境基準が設定され、本市においては、平成27年度から長浦局、平成29年度から大曾根局にて測定を開始しております。

令和3年度において環境基準（長期的評価）を満たしています。



(キ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがあるとして指定された物質のことで、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンがあります。

令和3年度の調査（年12回）では、環境基準の超過はありませんでした。

○有害大気汚染物質測定結果(令和3年度平均値)

単位: μg/m³

	長浦 (県測定)	横田 (市測定)	環境基準
ベンゼン	1.5	0.67	3
トリクロロエチレン	0.12	—	200
テトラクロロエチレン	0.045	—	200
ジクロロメタン	0.92	—	150

(ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、人の生命及び健康に重大な影響を与える物質として基準が設けられています。

大気の汚染状況について2箇所でモニタリング調査（年4回）を実施しましたが、両地点ともに環境基準を達成していました。

○ダイオキシン類測定結果(令和3年度平均値)

単位: pg-TEQ/ m³

長浦	横田	一般大気環境基準
0.023	0.032	0.6

イ 発生源監視

環境の保全に関する協定締結工場等のばい煙発生施設のうち、3社の煙道をテレメーターシステムで結び、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを監視しています。

また、協定工場等について立入調査を行い、排出ガスの測定を行っています。

○令和3年度 環境の保全に関する協定に基づくばい煙関係立入調査実績

立入工場数	立入施設数	不適合施設数	調査項目			
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類
5	5	0	2	5	3	1

○市内のばい煙発生施設の状況(大気汚染防止法届出施設数 令和4年3月末現在)

施設名	ボイラー	ディーゼル機関	石油加熱炉	ガス機関	ガスタービン	乾燥炉	廃棄物焼却炉	その他	合計
施設数	116 施設	61 施設	29 施設	29 施設	22 施設	17 施設	12 施設	19 施設	305 施設
割合	38.0%	20.0%	9.5%	9.5%	7.2%	5.6%	3.9%	6.3%	100.0%

(2) 水環境

市内では、住宅地を流れる中小の河川や東京湾で水質の汚濁が見られるため、これらの水域を中心に各種の水質保全対策を実施しています。

また、水環境を水質だけではなく、水量や水辺などを含む総合的なものとしてとらえ、健全な水環境の維持・回復と水辺環境の保全・創造に向けた取り組みが課題となっています。

ア 監視体制

(ア) 環境測定

水質の監視をするため、2級河川の小櫃川、浮戸川等の11中小河川、4湖沼及び海域について調査(pH、COD、BOD等)を行っています。

また、市内に排水口を所有するゴルフ場について、農薬使用の現況を把握するために調査を行っています。



○環境測定実施状況一覧表

調査事業名		調査地点数	調査回数（回／年）
小櫃川	水質	2	1 2
	有害	1 (1)	2 (2)
	底質	1 (1)	2 (2)
	魚体	1	1
海域	水質	4	6
	有害	4	1
	底質	1 8 (2)	1 (1)
湖沼	水質	4	1
中小河川	水質	2 0 (2)	4 (1)
地下水汚染調査		2	1
ゴルフ場等農薬調査		5	1

()内はダイオキシン類

(イ) 工場・事業場の排水の指導

環境の保全に関する協定に基づく指導などにより、工場・事業場の排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図っています。また、環境の保全に関する協定締結工場に対して立入調査を行い、排出基準の遵守状況を確認しています。

令和3年度は、22事業所について検査した結果、排出基準の超過はありませんでした。

(ウ) ゴルフ場の農薬

ゴルフ場の農薬使用に伴う汚染については、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の27項目について調査を行いました。環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針値」を超えるものではありませんでした。

イ 現況

(ア) 河川

本市を含め、近隣市の水道水源として使われている小櫃川は良好な水質を維持していますが、東京湾に流入している浮戸川の上流域及び中流域においては生活排水等による汚濁が見られました。

○令和3年度市内河川の環境基準達成状況

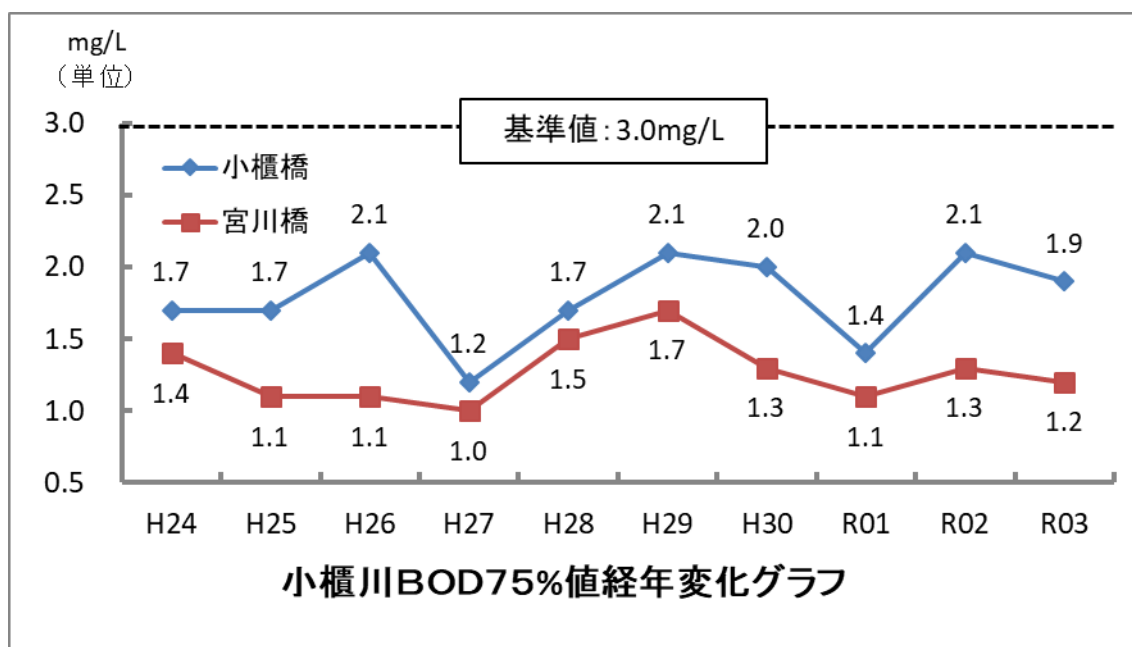
測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度 (pH)	2地点中全地点	○	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	2地点中全地点	○	3 mg/L以下 (75%水質値)
浮遊粒子状物質 (SS)	2地点中全地点	○	25 mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	2地点中全地点	○	5 mg/L以上
大腸菌群数	2地点中0地点	△	5000 MPN/100mL以下

○: 期間中12回の調査において、すべて基準を満たす

△: 期間中12回の調査において、一部基準を超過

×: 期間中12回の調査において、すべて基準を超過

※BODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から9番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)



(イ) 海域

袖ヶ浦市地先の海域は、公共水域の水質環境基準の水域類型として、市西部の海域をB類型、市東部の海域をC類型として指定されています。水質の現況については、下水道の整備等が進むことにより改善傾向にありますが、B類型ではいまだ環境基準を達成できていません。

○令和3年度市内海域(B類型)の環境基準達成状況

測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度 (pH)	2地点中0地点	△	7.8以上 8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	2地点中0地点	×	3 mg/L以下 (75%水質値)
溶存酸素量 (DO)	2地点中全地点	○	5 mg/L以上
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	2地点中全地点	○	検出されないこと
全窒素	2地点中0地点	△	0.6 mg/L以下
全りん	2地点中0地点	△	0.05 mg/L以下

○令和3年度市内海域(C類型)の環境基準達成状況

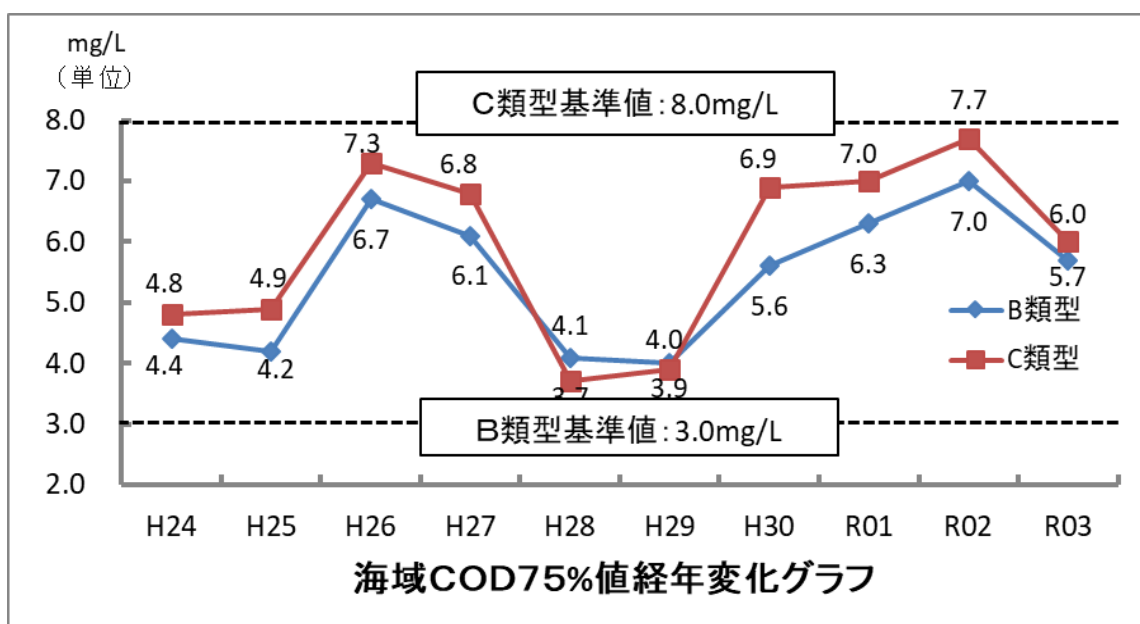
測定項目	達成状況	判定	基準等
水素イオン濃度 (pH)	2地点中0地点	△	7.0以上 8.3以下
化学的酸素要求量 (COD)	2地点中全地点	○	8 mg/L以下 (75%水質値)
溶存酸素量 (DO)	2地点中全地点	○	2 mg/L以上
全窒素	2地点中全地点	○	1 mg/L以下
全りん	2地点中全地点	○	0.09 mg/L以下

○: 期間中6回の調査において、すべて基準を満たす

△: 期間中6回の調査において、一部基準を超過

×: 期間中6回の調査において、すべて基準を超過

※CODのみ、調査結果を数値順に並べた中で、下から5番目(75%)の数値が評価基準となる(75%水質値)



環境ひとくちメモ

【健康項目】

人の健康に係わる被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウム、全シアン、鉛等の27項目が定められています。

【生活環境項目】

水の汚濁状態を示す項目として、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）等の9項目が定められています。

【BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)】

河川などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ（有機物）が微生物によって分解（酸化）されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

魚には5mg/L以下が望ましく、20mg/L以上ではほとんどの魚は生息できません。

【COD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量)】

湖沼、海などでの水の汚れの程度を表すもので、汚れ（有機物）が化学的に酸化されるときに使われる酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚れが増すことを示します。

【75%水質値】

公共用水域の水質を示す方法として、BODなどの生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態（低水流量以上の状態）の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられています。これは年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を75%水質値とします。

指標		利用目的の適用性等	BOD・COD
●	きれい	水道水、海水浴場	3mg/L 以下
●	ややよごれている	コイ・フナの生息、のりの養殖等	5mg/L 以下
●	よごれている	悪臭の発生限界(川、湖沼)	10mg/L 以下
●	非常によごれている		10mg/L 以上



(3) 騒音・振動

騒音・振動は、私たちの生活に最も身近な公害の一つで、発生源も工場や建設作業場、自動車、一般家庭に至るまでさまざまです。令和3年度の苦情件数は、騒音7件、振動1件となっています。

騒音・振動については、同じ音や振るえでも気になるという人もいれば、気にならないという人もいるなど極めて心理的、感覚的な面をもっており、またそのときの心理状態や環境により感じ方も変わってくるので、対応に苦慮しているのが現状です。

ア 監視体制

自動車交通騒音調査は、平成23年度まで市内3カ所の道路沿線（国道16号線、国道409号線、県道千葉鴨川線）で実施していましたが、平成24年度からは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまでの調査に代わり、自動車騒音常時監視を実施しています。

自動車騒音常時監視は、原則、2車線以上の車線を有する高速自動車道、一般国道、県道及び主な市道を対象に、そのうち毎年一部の路線の監視を行い、5年間で全ての路線を監視することとなっています。

令和3年度は、県道長浦上総線他4路線について騒音測定を実施しました。

イ 測定結果

単位：dB

番号	路線名	測定場所	時間区分	測定結果	環境基準	評価
1	県道長浦上総線	袖ヶ浦市蔵波	昼間	67	70	○
			夜間	58	65	○
2	県道長浦上総線	袖ヶ浦市横田	昼間	57	70	○
			夜間	47	65	○
3	県道横田停車場上泉線	袖ヶ浦市野里	昼間	64	70	○
			夜間	57	65	○
4	県道馬来田停車場中川線	袖ヶ浦市百目木	昼間	69	70	○
			夜間	61	65	○
5	県道木更津袖ヶ浦線	袖ヶ浦市坂戸市場	昼間	72	70	×
			夜間	67	65	×
6	市道代宿神納線	袖ヶ浦市蔵波	昼間	69	70	○
			夜間	61	65	○

※昼間の時間帯は、6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

環境ひとくちメモ

【dB(デシベル)】

騒音や振動の大きさを表す単位として用いられます。

音のめやす

デシベル (dB)	騒音の例
20	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)
30	郊外の深夜、ささやき声
40	図書館、静かな住宅地の昼
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	騒々しい事務所内、騒々しい街頭
80	地下鉄の車内
90	大声による独唱、騒々しい工場内
100	電車が通るときのガード下
110	自動車のクラクション(前方2m)
120	飛行機のエンジンの近く

振るえのめやす

デシベル (dB)	振動の例
40	常時微動
50	人体に感じない程度
60	静止している人だけに感じる
70	大勢の人に感じ、戸や障子がわずかに動く
80	家屋がゆれ、戸や障子がガタガタと音をたてる
90	家屋が激しくゆれ、座りの悪い物がゆれる

(4) 悪臭

悪臭は、人の嗅覚により直接感じられ、その感じ方に個人差があることから、騒音・振動と共にいわゆる感覚公害といわれています。また、極めて低濃度でも感知され、様々な悪臭物質が複合している場合が多いため、原因を特定することが難しい公害です。

工業・畜産業・農業ともに盛んな本市では、多様な臭気発生源を有しているため、悪臭苦情は例年数多く寄せられます。

発生源は臨海部事業所からの化学物質系のものと、家畜ふん尿の処理過程等で発生する畜産業・農業由来によるものに大別されます。

ア 監視体制

工場・事業所から発生する臭気について環境の保全に関する協定により、煙突等の排出口と敷地境界の臭気濃度（臭気指数）が定められており、市では環境保全協定に基づき立入調査を実施しています。

また、臨海部に隣接する住宅地でも臭気測定を実施しています。

○令和3年度臭気測定結果

(ア) 発生源測定

事業場数	調査地点数	調査結果（協定に基づく臭気指数）
8事業場	11地点	1地点超過 (改善指導済み)

(イ) 一般環境測定

	臭気濃度	特定悪臭物質濃度
調査地点数	1地点	1地点
調査結果	超過地点なし	超過項目なし

1 現況

令和3年度の悪臭に関する苦情は、6件（前年度6件）ありました。

発生源が特定できたものは3件、不明のものが3件でした。

野外での焼却行為は禁止されています。

○慣習行事等の一定の例外を除いて野外での焼却行為は法律で禁止されています。

○構造基準に適した焼却炉以外で廃棄物を焼却することはできません。

(5) 公害苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。

本市の特徴として、騒音、悪臭の苦情割合が高い状況となっています。

令和3年度には合計29件の苦情があり、騒音及び悪臭がそれぞれ全体の24.1%、20.7%を占めております。

ア 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
H29年度	8件 (25.0%)	2件 (6.3%)	7件 (21.8%)	2件 (6.3%)	12件 (37.5%)	1件 (3.1%)	32件 (100%)
H30年度	6件 (12.0%)	4件 (8.0%)	16件 (32.0%)	2件 (4.0%)	22件 (44.0%)	0件 (0.0%)	50件 (100%)
R元年度	2件 (6.7%)	7件 (23.3%)	13件 (43.3%)	1件 (3.3%)	7件 (23.3%)	0件 (0.0%)	30件 (100%)
R2年度	14件 (43.8%)	2件 (6.2%)	9件 (28.1%)	1件 (3.1%)	6件 (18.8%)	0件 (0.0%)	32件 (100%)
R3年度	11件 (37.9%)	3件 (10.3%)	7件 (24.1%)	1件 (3.4%)	6件 (20.7%)	1件 (3.4%)	29件 (100%)

※「その他」…光害、土砂の散乱 など

イ 令和3年度公害苦情の地域別内訳

地区名	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
昭和地区	4		2	1	1		8
長浦地区	3		3		3		9
根形地区	1		1		1		3
平岡地区	2	2	1		1		6
中富地区	1	1				1	3
臨海地区							0
合計	11	3	7	1	6	1	29

公害苦情を地域別に見ると、長浦地区の苦情が多くなっています。

(6) 放射性物質の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染とこれに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。市では大気中の放射線量や土壌、河川などの放射性物質の測定を行い、一定の基準を超えた場合には、除染などの対策を行っています。

ア 大気中の放射線量

学校、公園等の大気中の放射線量を継続して測定することにより、環境放射能の監視を行っています。

測定は平成23年6月から実施し、平成23年8月以降、全ての測定場所で基準値（0.23マイクロシーベルト/時）を下回ることを確認しています。

なお、平成25年度以降は基準値のほぼ半分以下の値で推移し、大きな変動も見られないことから、令和2年5月から監視体制を見直し、10箇所の地点において年4回の測定を行っています。



○大気中の放射線量（地上高 50 cm） 単位：マイクロシーベルト/時

測定場所		88回目	89回目	90回目	91回目
		5/17, 5/24	8/23	11/17	2/3
小学校	昭和小学校	0.08	0.09	0.08	0.09
	奈良輪小学校	0.08	0.08	0.08	0.07
	蔵波小学校	0.06	0.05	0.08	0.08
	長浦小学校	0.08	0.07	0.07	0.04
	根形小学校	0.06	0.06	0.05	0.06
	中川小学校	0.07	0.06	0.06	0.07
	平岡小学校	0.08	0.08	0.08	0.08
	幽谷分校	0.08	0.08	0.08	0.08
公園	百目木公園	0.04	0.04	0.04	0.04
	袖ヶ浦公園	0.04	0.04	0.04	0.05

1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超過した場合は、土砂の撤去などの除染を行い、放射線量の低減を図っています。

なお、令和3年度は、0.23マイクロシーベルト/時を越えた地点は確認されませんでした。

イ 公共用水域の放射性物質

浮戸川（飯富橋）、松川（花川橋）、久保田川（不渡堰付近）、鎗水川（鎗水橋）、常盤川（常盤橋）、蔵波川（上蔵波）の6つの河川では、いずれも不検出（放射性セシウム濃度1ベクレル/リットル未満）でした。

環境ひとくちメモ

◆放射線と放射能

- ほとんどの元素は、安定な状態で原子や分子として存在しています。
- わずかに存在する不安定な原子は、粒子(原子よりも小さな粒)や電磁波(電子レンジのマイクロ波のようなもの)を放出して、徐々に安定な原子に変わっていきます。このときに放出する粒子や電磁波が「放射線」です。
- 放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」と呼びます。

電灯にたとえると・・・

「放射性物質」が電球、「放射線」が光線



放射線のイメージ

◆放射線や放射能を表す単位

- 放射能の強さや放射線の影響を表すには、「ベクレル」や「シーベルト」という単位が使われます。

ベクレル(Bq):
物質中の放射性物質
がもつ放射能の強さを表す単位

シーベルト(Sv):
人が受けた放射線の
健康への影響を表す
単位

放射線の種類によって影響の大きさが異なる。
1時間当たりか、1日当たりか、1年
当たりかなどに注意する。

$$1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv} = 1,000,000 \text{ } \mu\text{Sv}$$

(ミリシーベルト) (マイクロシーベルト)

※当ページは、農林水産省作成資料より引用

4-3. 地球温暖化対策 ～地球環境を思いやるまち～

(1) 再生可能エネルギー等の活用

本市では、住宅用の脱炭素設備を導入する方に補助金を交付し、家庭生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

ア 太陽光発電システム

太陽光を利用して電気を発生させる太陽光発電システムは、環境にやさしい経済的な次世代発電システムとして注目されています。3～4kWの太陽光発電システムを設置すれば、平均的な4人家族が使用する電気の大部分をまかなうことができるといわれています。

本市では、平成20年度から住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。(巻末の環境保全関係補助金制度をご覧ください。)

〔太陽光発電システム設置補助金 年度別交付件数〕

年度	H28まで	H29	H30	R1	R2	R3
件数	738	19	24	19	17	17

イ 燃料電池システム(エネファーム)

燃料電池システム(エネファーム)は、ガスと空気から電気を作り、その熱でお湯を沸かす、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

本市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するため、平成25年度の10月から住宅用燃料電池システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

〔燃料電池システム(エネファーム)設置補助金 年度別交付件数〕

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	17	19	65	77	71	56	30	19	10

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システム

定置用リチウムイオン蓄電システムは、主に太陽光発電システムで余剰に発電した電力をためて、昼の電力需要ピーク時や災害時などに使用できるシステムです。

本市では、平成27年度から定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

〔定置用リチウムイオン蓄電システム設置補助金 年度別交付件数〕

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	24	20	20	28	61	77	66

エ 窓の断熱改修

建物の窓は、夏場の熱の流入や、冬の熱の流出の主な要因であるため、窓を断熱改修することで、冷暖房の効率が上がり、省エネ効果につながります。

本市では、令和3年度から既存住宅の窓を断熱窓に改修する方に対し、補助金を交付しています。

〔窓の断熱改修 年度別交付件数〕

年度	R3
件数	1

オ 電気自動車・V2H充放電設備

電気自動車は、走行時に二酸化炭素を排出しないため、太陽光発電などの自然エネルギーから電源を得ることで、地球温暖化対策を進めることとなります。

また、V2H充放電設備は、平常時に太陽光発電設備からの電気を電気自動車に利用できるほか、災害時に電気自動車に蓄えた電力を住宅で使用できる設備です。

本市では、電気自動車の購入及びV2H充放電設備の設置に対する補助金を、令和4年度から開始しました。

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

市では、地球温暖化防止のために、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画により、節電の実施や燃料使用量の削減など、ソフト面から省エネルギーの取り組みを進めるとともに、本市は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者の指定を受けており、22年度以降、年平均1パーセント以上のエネルギー使用量の削減をハード面で実施するため、設備更新時の省エネルギー機器への交換などによるエネルギー使用量の削減に努めています。

〔年度別温室効果ガス総排出量〕

(単位:t-CO2)

年度	H27 (基準値)	H29	H30	R1	R2	R3 (暫定値)
温室効果ガス 総排出量	10,144	10,374	10,494	8,998	7,800	7,553
基準年度に対 する増減率	—	+2.26%	+3.45%	-11.3%	-23.1%	-25.5%

4-4. 廃棄物対策 ～環境にやさしい循環型社会を形成するまち～

これまで、3Rの取組進展や各種リサイクル法等の法的基盤整備等により最終処分量の削減が実現されてきた一方、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されることから、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に加え、廃棄物等を貴重なエネルギーや資源と捉えることで、天然資源の消費抑制を図る必要性が生じています。

一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の基本方針

基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

市民や事業者がごみ減量化・再資源化を実践するには、正しい認識を持つことが重要であり、行政は様々な機会を通じて市民・事業者への環境学習や啓発を行うとともに、地域との協働による再資源化や、ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。

基本方針2 3R型ライフスタイルの構築

これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ります。

基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

安定・継続性に優れた従来のごみ処理システムを継続しつつ、更なる資源循環に優れ、震災等を考慮したごみ処理システムの構築に取り組みます。

また、不法投棄・不適正処理を防止するため、多様な監視活動を組み合わせて監視を強化するとともに、千葉県や千葉県警などの関係機関とも連携して対応します。

環境ひとくちメモ

【3Rとは】

3Rとは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つの循環的利用の総称です。

リデュースとは、省資源化や長寿命化により、廃棄物等の発生自体を抑制すること。

リユースとは、使用された製品等を、形状を維持したまま再び使用すること。

リサイクルとは、使用された製品等を再資源化し、新たな製品の原材料として利用することです。

(1) 一般廃棄物

廃棄物は、日常生活によって生じるごみ、し尿及び浄化槽汚泥（家庭系一般廃棄物）と、会社や個人事業など事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、廃プラスチック類・がれき類など（産業廃棄物）、産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に大別されます。

一般廃棄物については、市の定める一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、中間処理及び最終処分することとなりますが、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるため、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図ります。

また、一般廃棄物のうち、し尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ります。

一般廃棄物排出量の推移

単位:トン

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
家庭系ごみ	14,071	14,336	15,154	15,418	14,913
事業系ごみ	5,136	5,168	5,195	4,889	5,018
ごみ排出量	19,207	19,504	20,349	20,307	19,931
資源回収量	2,120	2,120	2,032	1,852	1,914
総排出量	21,413	21,624	22,381	22,158	21,845

【君津地域広域廃棄物処理事業】

君津地域広域廃棄物処理事業とは、4市が共同でごみ処理を委託する事業であり、広域的にごみを集めることにより再生利用を容易とするとともに、ごみ焼却施設の集約化による効率的な熱回収を可能としています。また、事業の安定性・継続性、民間活力の最大限の活用との観点から、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の4市と民間3社が出資する第3セクター方式の「株式会社かずさクリーンシステム(KCS)」を平成10年12月に設立、平成14年4月に一部供用開始し、平成18年4月からは資源物等を除き、ごみ全量の間接処理を委託しています。

本事業では、PFI手法を導入し、民間の資金、経営ノウハウ及び技術を積極的に活用するとともに、出資7者間で基本協定を締結し、役割分担・リスク対応を明文化しています。

ア ごみの減量化及び資源化

一般廃棄物の排出抑制（ごみの減量化）や再使用、再生利用（ごみの資源化）を推進するため、市では様々な施策を進めています。

（ア）ごみ指定袋制度

経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成13年7月から「燃せるごみ」「燃せないごみ」の排出は、指定袋による有料化制度を導入しています。

【ごみ指定袋制度の目的】

○排出抑制や再生利用の推進

ごみ指定袋制度（ごみ処理の有料化）を導入することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。



○費用負担の公平化の確保

ごみ排出量に応じた手数料を、ごみ指定袋を購入することにより負担していただくことで、ごみ排出量の多い排出者と、少ない排出者との費用負担の公平化を図ります。

ごみ指定袋の販売価格（ごみ処理手数料）

指定袋の種類	大きさ・容量	販売価格
燃せるごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円
燃せないごみ専用	20リットル	110円
	30リットル	130円
	40リットル	160円

○市民の意識向上

ごみ指定袋制度の導入により、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、ごみの発生が少ない商品の選択や資源となるものを分別していくなどの意識の向上を図ります。

※販売価格は10枚単位、税込価格です。

（イ）粗大ごみ有料化制度

ごみ指定袋制度と同様に、経済的な動機付けを活用したごみの減量化・資源化の促進を図るため、平成25年10月から粗大ごみ有料化制度を導入しています。

粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのごみ。ただし、市で処理できないものは除く。）は、戸別収集（定額制）またはクリーンセンターへの持ち込み（従量制）によることで、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図っています。

粗大ごみ処理手数料

区分	単位	手数料
戸別収集	1品目につき	500円又は1,000円
クリーンセンター自己搬入	10キログラムにつき	100円

(ウ) 資源回収

市では、ごみステーションでの資源物収集のほかに、住民の自主的なごみ資源化活動を促進しています。

○資源回収自治会事業（自治会回収）

資源回収活動の活性化のため、自治会を通じて、より多くの市民が資源回収に参加できるよう、資源回収自治会事業を平成5年10月から実施しています。

この事業では、空き缶(アルミ、スチール)、ガラスびん(無色、茶色、他の色)、古紙(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック)、古布類、ペットボトル、廃食用油の資源物を各家庭で分別して、週1回自治会内に設置する資源回収場所に排出していただき、市の委託業者が回収しています。

また、事業に参加する自治会には、行政と市民の連携を図るため、廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源の分別指導や、回収場所の管理等を行うことで資源回収事業の実効性を高めています。

○資源回収活動推進助成金交付事業（団体回収）

市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源回収活動を実施した自治会、PTA、子供会、婦人会等の団体に対し、収集した資源の量に応じて1kg当たり4円の助成金を交付する資源回収活動推進助成金交付制度を、昭和61年度から設けています。

資源回収の推移

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
自治会回収 参加自治会数	113	115	114	113	113
自治会回収量 (トン)	1,441	1,374	1,325	1,353	1,380
団体回収量 (トン)	764	746	707	499	534
資源回収合計 (トン)	2,205	2,120	2,032	1,852	1,914
助成金(千円)	8,793	8,564	8,132	7,393	7,632

事業者によるリサイクル活動

袖ヶ浦ワークス・リサイクル会

目的 事業所等から排出される廃棄物を見直し、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指すとともに、収益金を地域の環境美化及び社会福祉協力金等に役立てています。

設立年月 平成3年10月

加入手続き 入会申込書を会長事務所に提出

(エ) 使用済小型家電リサイクル制度

小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属資源の循環的利用を図るため、対象となる使用済小型家電13品目を選別し、適正なリサイクルを実施する認定事業者へ引き渡す使用済小型家電リサイクル制度を平成26年10月から実施しています。

【使用済小型家電の出し方】

- ピックアップ回収 燃せないごみの指定袋に入れてごみステーションに出してください。ただし、「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン」、「補助記憶装置」は個人情報保護のため、ピックアップ回収の対象外です。
- ボックス回収 市役所北庁舎1回エレベーター前、長浦公民館1階ロビー、平川公民館1階ロビーに設置された専用の回収ボックスに入れてください。なお、投入できる小型家電の大きさには制限があります。
- 持ち込み回収 クリーンセンターに持ち込んでください。
- イベント回収 公民館まつりなどのイベントにて市が直接回収します。

【対象品目】

No.	対象品目
1	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン ※ごみステーションでは回収できません
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVDプレイヤー、ビデオテープレコーダーなど）
6	音響機器（CDプレイヤー、ICレコーダー、補聴器など）
7	補助記憶装置（ハードディスクなど） ※ごみステーションでは回収できません
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器（ドライヤー、電動歯ブラシなど）
11	ゲーム機（据置型、携帯型ゲーム機など）
12	カー用品（カーナビ、カーオーディオなど）
13	これらの付属品（リモコン、ACアダプタなど）

使用済小型家電回収量の推移

単位:トン

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
使用済小型家電	37	39	50	41	42

(オ) 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度

生ごみは、通常「燃せるごみ」として処理していますが、水分含有率が高く燃焼効率が悪いので、処理をするには環境に多大な負荷がかかります。

本市では各家庭で生ごみを自家処理し、ごみの減量化を図ることができる生ごみ肥料化容器の普及を推進するため、助成金交付制度を実施しています。

現在は、様々な生ごみの自家処理方法が確立されていますので、生ごみの自家処理に挑戦してみたい方は、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の実績

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
生ごみ肥料化容器 助成基数	8	4	5	7	37
生ごみ肥料化容器 助成金額（円）	17,400	5,100	10,100	18,700	80,300
機械式生ごみ処理機 助成基数	5	8	11	22	34
機械式生ごみ処理機 助成金額（円）	98,300	158,000	225,400	363,300	637,100

(カ) ごみ減量化・資源化協力店制度

簡易包装の推進や買い物袋の持参運動など、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定することによって、消費者と販売店との相互協力によるごみ減量化・資源化運動を促進しようとするもので、平成7年10月から実施しています。

(キ) 剪定枝粉碎機の貸し出し

家庭や事業所の生垣などの剪定枝を自家処理していただき、ごみの減量化を図ることを目的として、剪定枝の粉碎機の貸し出しを行っています。

剪定枝を粉碎してできたウッドチップは肥料や、ガーデニングのマルチング、庭の敷材等に利用し、ごみの資源化・減量化を図ることができます。

(ク) 雑がみ回収ボックスの設置

紙類は、本市の家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。

燃せるごみとして捨てられている「雑がみ」を分別・リサイクルすることにより、ごみの量を大幅に減らすことができます。

市では、可燃ごみとして捨てられている「雑がみ」の削減及び資源化の推進のため、雑紙回収ボックスを市役所北庁舎1階エレベーター前、平川公民館1階ロビーに設置しています。来庁された方はどなたでもお使いいただけるようになっておりますので、紙類の減量化・資源化にご協力ください。

(ケ) 子ども服リユースの実施

布類は、紙類と同様に家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、子ども服等のリユースイベント「ガウラの古着屋さん」を期間限定で開催いたしました。今後も布類の減量化・資源化を推進するため、イベントを開催して参ります。

○開催概要

開催期間	令和3年12月13日～24日※21日及び土日を除く
開催場所	袖ヶ浦クリーンセンター 2階
来場者数	76名
持ち帰り点数	334点
寄贈者数	23名
寄贈点数	285点 (市職員からの寄贈は、集計の対象外としています。)



3R型ライフスタイルのポイント

ごみや資源を取り巻く課題に理解と関心を深め、生活の一部として3R【リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)】に取り組み、ごみを出さない生活を目指す3R型ライフスタイルへの転換を図りましょう。

①ごみを出さない生活を心がけましょう

- 買った食材を使い切ることや、食べ残しを減らす食生活を目指しましょう。
- 使い捨て商品や過剰包装のものは、なるべく買わないようにしましょう。
- 買い物袋を持参し、レジ袋を買わないようにしましょう。
- マイボトルの使用や、詰め替え商品の購入による容器包装の削減を図りましょう。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にしましょう。
- 捨てる前に、リユースや修理して使えないか検討しましょう。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な商品を積極的に購入しましょう。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援しましょう。

②不用物は資源化を図りましょう

- 紙ごみは、できる限り資源物として排出しましょう。
- 地域や学校で資源回収を積極的に行いましょう。
- 生ごみ肥料化容器等の利用により、生ごみの堆肥化に努めましょう。

③ごみは適正に処分しましょう

- ごみ出しのルールを順守しましょう。
- 無許可の不用品回収業者は、回収後の不用品が、適正に処理されない可能性があるため、利用してはいけません。
- 利用するごみステーションはお互いが協力して清潔に維持管理しましょう。
- ごみの自家焼却、野焼き行為、不法投棄は絶対に行いません。
- 地域での不法投棄や不適正処理がないか、市民の目でも監視しましょう。
- 自己所有地に不法投棄されないよう、日頃から見回りを行いましょう。

イ ごみ処理の状況

市内で発生するごみは、全国的に容器包装の軽量化が進んだことや、家庭ごみの減量化・資源化の推進、また、事業所における紙等の資源物分別の徹底などにより、平成18年度をピークに減少傾向にあります。平成25年度は、粗大ごみ有料化制度開始に伴い一時的に増加し、その後、令和元年度は台風の影響により増加しましたが、近年は横ばいになっています。

一人1日あたりのごみ総排出量

単位:グラム

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
袖ヶ浦市	949	927	930	948	933	915
千葉県平均	913	903	897	905	894	—
全国平均	925	920	918	918	901	—

※千葉県平均及び全国平均は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」より引用

(ア) ごみの収集

本市では、家庭から発生するごみについて、平成25年10月から「燃せるごみ」、「燃せないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」として分類（資源物についてはさらに細分化）し、このうち「粗大ごみ」を除くものについては、約1,700箇所のごみステーションで収集しています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託、又は自らが直接クリーンセンターへ持ち込む方法により搬入されます。

家庭ごみの分別区分と収集頻度

区分		収集場所	収集頻度
燃せるごみ		ごみステーション	週3回
燃せないごみ		ごみステーション	週1回
有害ごみ		ごみステーション	月1回（第4週）
粗大ごみ		各家庭（戸別収集）	必要の都度
		袖ヶ浦クリーンセンター（持込）	必要の都度
資源物	ガラスびん	ごみステーション	週1回
	空き缶類	ごみステーション	（同一曜日）
	ペットボトル	ごみステーション	週1回
	古布類	ごみステーション	（同一曜日）
	古紙	ごみステーション	

ごみ出しのルール

◆決められた方法で出しましょう

燃せるごみ・燃せないごみは、必ず袖ヶ浦市の「指定ごみ袋」で出してください。
また、粗大ごみを戸別収集する場合は、「粗大ごみ処理券」が必要です。

◆ごみステーションはきれいに使いましょう

ごみステーションは、場所を提供してくださった人や、地域で管理をしている人たちに支えられています。ごみが指定袋からあふれていたり、袋の口をきちんとしばっていないと、悪臭・散乱の原因となり、同じごみステーションを利用する近隣の方の迷惑となりますので、お互いが協力して、清潔に保つようお願いします。
また、必ずお住まいの地域で決められたごみステーションに出してください。

◆決められた収集日の朝8時までに出しましょう

収集時間は、交通事情やごみの量によって変動しますが、収集日の朝8時までに出してください。公衆衛生上、前日や夜間のごみ出しはしないでください。収集日は、お住まいの地区の「ごみカレンダー」でご確認ください。

◆ごみステーションに出せないごみ

①引っ越しや大掃除の際、または庭木の剪定枝など一時的に出る多量のごみ

一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。

②事務所、商店、飲食店などの事業所のごみ

事業所から発生するごみは家庭用のごみステーションには一切出せません。事業系一般廃棄物は市の処理施設に自己搬入するか、袖ヶ浦市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。※産業廃棄物は別途適正に処理してください。

③粗大ごみ

平成25年10月から、粗大ごみの処理は戸別収集又はクリーンセンターへ自己搬入となり、ごみステーションへ出すことはできません。

「ごみと資源物ガイドブック」のご案内

袖ヶ浦市では、ごみの分別や出し方をまとめたガイドブックを作成しており、令和2年12月に改訂版を作成しました。市のホームページでは、電子データもダウンロードできますので、ご覧いただき資源化・減量化にご協力ください。

「ごみカレンダー」をご利用ください

ごみをいつ出せば良いか一目でわかる「袖ヶ浦市ごみカレンダー」を配布しています。市のホームページでダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。
ごみカレンダー配布場所：袖ヶ浦クリーンセンター、市役所環境管理課、平川行政センター、長浦行政センター

(イ) ごみの処理

クリーンセンターに搬入されたごみのうち、可燃物のごみ積み替え施設に集積され、大型車両に積み替えてKCSへ搬送しています。

不燃ごみや資源物等については、市の粗大ごみ処理施設において選別・破碎を行っています。

令和3年度は、18,938トンとKCSに委託処理するとともに、資源物1,542トンとリサイクルしました。

また、KCSでは、溶融処理により生成されるメタル425トン、スラグ1,728トンとリサイクルし、処理により発生する溶融飛灰697トンは、民間最終処分場にて埋立処分しました。

KCSにおけるごみ焼却量、溶融生成物及び溶融飛灰発生量(本市分) 単位:トン

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ごみ焼却量	18,156	18,344	19,207	19,028	18,938
メタル発生量	310	378	424	756	425
スラグ発生量	1,547	1,654	1,868	1,808	1,728
溶融飛灰発生量	604	677	698	759	697

※し尿処理施設から発生する脱水汚泥の量を含む

(ウ) ごみのリサイクル

令和3年度に袖ヶ浦市で発生した資源回収事業を含むごみ及び資源物の総量21,845トンのうち、資源回収事業により直接リサイクルされたものが1,914トン、クリーンセンターで分別後リサイクルされたものが1,542トン、KCSにて生成したメタル及びスラグが2,152トン、合計5,608トンがリサイクルされ、総排出量に対するリサイクル率は25.7%となりました。

ごみ総排出量に対するリサイクルの割合 単位:%

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
リサイクル率	25.0%	25.6%	26.0%	26.7%	25.7%

(エ) ごみ処理の費用

令和3年度における本市における1トン当たりのごみ処理費用(ごみ収集委託、粗大ごみ戸別収集委託、ごみ処理施設等運転管理費、KCS中間処理委託費、最終処分委託費)は、約46,400円となり、市民一人当たりで換算すると年間約14,100円の費用がかかっています。

ウ 生活排水処理の状況

市内で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿のみ）などで処理されています。

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場へ投入しています。

し尿等積み替え施設で発生したきょう雑物及び脱水汚泥は、定期的にかずさクリーンシステムへ搬出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行い、発生した沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入しています。

(ア) し尿等の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

し尿等の排出量

単位：キロリットル

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
生し尿処理量	1,432	1,375	1,432	2,061	2,113
浄化槽汚泥処理量	9,746	9,838	9,893	10,120	10,297
合計	11,178	11,213	11,325	12,181	12,410

(イ) 浄化槽設置状況

浄化槽は、単独処理（し尿だけを単独で処理する浄化槽）と合併処理（し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽）に分けられ、公共下水道や農業集落排水と併せて、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。なお、浄化槽法等の改正により、平成13年度から単独浄化槽が設置できなくなりました。

浄化槽設置基数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
合併処理浄化槽	128	120	141	129	145
公共下水道接続に伴う廃止	10	18	5	7	7
農業集落排水施設接続に伴う廃止	9	9	4	7	5

※廃止件数は単独処理浄化槽を含みます

(ウ) 合併処理浄化槽設置補助事業

し尿と雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併浄化槽設置補助金制度を平成3年4月から開始しました。

補助対象となるのは、単独浄化槽あるいは汲み取り便所から合併浄化槽への転換、または高度処置型合併処理浄化槽の新規設置です。

また、補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域及び工業専用地域等を除く地域が対象となります。

補助実績

	H29年度 まで	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
補助基数	1,082	27	21	20	25
補助金額（千円）	488,368	8,736	7,020	6,606	8,424

(エ) 生活排水施設設置補助事業

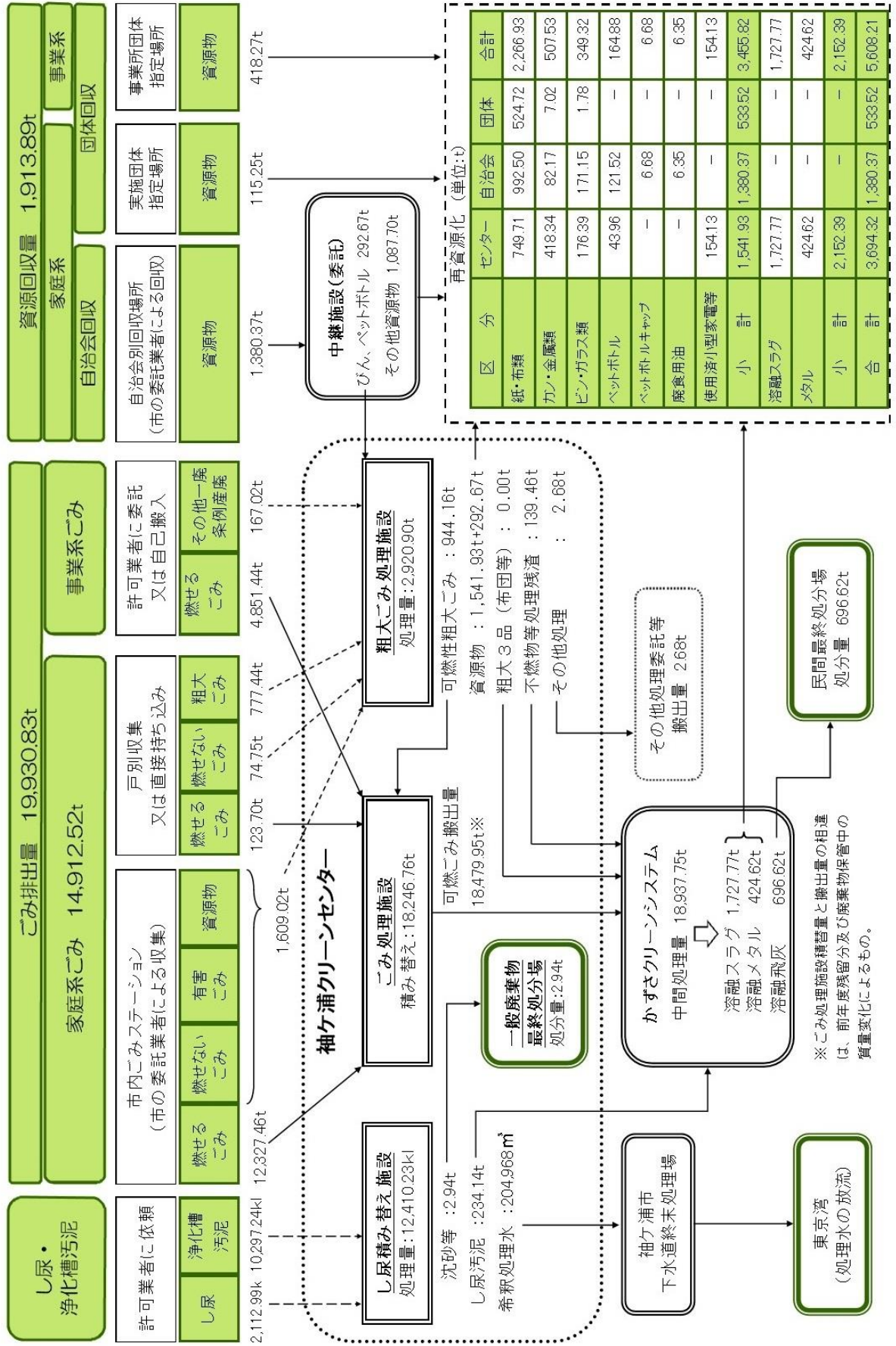
住宅の周辺に放流先がなく、生活雑排水を地下浸透させている地域においても、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、蒸発拡散装置等の設置者を対象とした生活排水処理施設設置補助金制度を平成4年4月から実施しています。

補助対象区域は、下水道認可区域、農業集落排水処理計画区域並びに工業専用地域及び準工業地帯等を除く地域が対象となります。

補助実績

	H29年度 まで	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
補助基数	109	2	2	0	0
補助金額（千円）	21,710	400	400	0	0

令和3年度 ごみ及びし尿処理フロー



(2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物のことです。このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。

産業廃棄物は、その処理に特別な技術を要することが多いため、廃棄物の種類に応じて分別・収集運搬・中間処理・最終処分(埋立)の各処理段階において基準が設けられています。

また、産業廃棄物のうち、廃油・金属くず・廃材等は資源の有効利用のため再生又は他製品の原材料の一部として積極的に再生利用されています。

(3) 廃棄物の不法投棄

廃棄物は通常の家ごみから産業廃棄物まで多種多様であり、それぞれに適正な処分方法が定められていますが、不法投棄する行為が後を絶ちません。

苦情件数としては減少傾向にありますが、少量の廃棄物をゲリラ的に投棄するなど悪質・巧妙化しており、潜在的な不法投棄件数は減っていません。

不法投棄は土地所有者や近隣に迷惑となるだけでなく、有害物質であれば環境への悪影響も懸念される重大な犯罪です。

市では、不法投棄対策として不法投棄監視員を委嘱し活動を行っていただくとともに、日々のパトロールや監視カメラの設置により監視強化を図っており、不法投棄が発生した場合には、警察の協力を仰いで行為者の調査を行っています。

なお、不法投棄は行為者が特定されれば早急に撤去するよう指導していますが、行為者が判明しない場合には土地を管理すべき土地所有者に責任と費用負担が及ぶことになります。

不法投棄を防ぐために

不法投棄は悪質巧妙化し、予想もしなかった場所に投棄されることがあります。行為者の特定も難しいため、自らの土地に不法投棄されないよう、以下の事を心がけてください。

- ①遊休地は定期的に見回り、草刈や柵を設置し、荒らさないようにする。
- ②道路が整備され、夜間の人通りが少ない場所は、住宅地でも特に注意する。
- ③資材置場などあいまいな用途で、安易に土地を貸さない。
- ④土地を貸す際は、不明な点や必要な手続きは行っているのか等の確認を書面で行う。

※ 不法投棄を放置しているとさらに悪化するおそれがあるため、早めの対応が重要です。発見したらすみやかに通報してください。

(4) 土砂等の埋立て

市では、汚染土壌による埋立てや崩落等の災害を防止するため、平成10年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、市内で300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土地への土砂等の埋立て行為もしくは一時たい積行為を行う場合には事前に許可（3,000平方メートル以上は県許可）が必要となっています。

条例では、埋立て行為等を行う場合には、有害物質が含まれていないか発生元で事前に調査することや、崩落等の危険性がないか埋立ての構造を書面で提出することとなっています。

また、無許可埋立てや汚染土壌の持込がないように、市では警察OBを土砂等対策指導員として採用し、市内のパトロールを実施しています。



○ 土砂等埋立て事業許可件数

年度	市許可(小規模埋立て)		県許可(特定事業)	
	埋立て事業	一時たい積	埋立て事業	一時たい積
H28年度	4件	7件	3件	0件
H29年度	5件	7件	4件	1件
H30年度	3件	7件	0件	0件
R元年度	4件	6件	2件	0件
R2年度	4件	7件	4件	0件
R3年度	9件	6件	1件	0件

違法埋立て行為を防ぐために

土砂等の埋立て行為は適正に実施されればよいのですが、無許可で埋め立てる、産業廃棄物を混ぜるなど不適正な土砂を持ち込む、許可量を大幅に超えて埋め立てるなど、悪質な事例が発生することがあります。

一度埋立て行為が行われた土砂は簡単に撤去できず、土砂が雨水の流れを止めてしまふ、隣接地まで土砂が流出するなど大きな問題となる場合があります。

近年では、遊休農地等に目をつけた事業者などが、言葉巧みに埋立て行為の話を持ちかけてくるケースが多発しています。

埋立て行為に同意する場合は、自分の土地がどのように埋め立てられるのか申請内容を確認するとともに、許可後も作業を定期的に監視することが必要です。

4-5. 環境啓発 ～市民参加による環境保全活動を推進するまち～

(1) 啓発活動

現在の環境問題に対応するには、行政・市民及び事業者が一体となり環境について再認識をしていく必要があります。

このような中、行政では以下のような取り組みを行っています。

ア 環境月間

1972年6月5日、ストックホルム（スウェーデン）で開催された国連人間環境会議において「人間環境宣言」が採択されて以来、これを記念して毎年6月5日を世界環境デーとすることになりました。日本では環境省が、例年6月を「環境月間」として、関係省庁、自治体、関係団体などに呼びかけており、その協力のもとに各種行事が全国的に展開されています。

例年、市民会館まつりにおいて、環境啓発活動を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策により、中止となりました。



「環境啓発活動」
(市民会館まつり)

写真は令和元年度の
様子

イ 環境学習

今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

本市では、「わかりやすい形での環境情報を、住民に提供する体制の整備を図る。」、「環境資料の体系的な整備を図る。」、「自然とのふれあいや、体験学習を通じて環境教育の推進を図る。」、「講演会、展示会により、住民の環境に対する意識の向上を図る。」及び「環境関連部、教育委員会、学識経験者の連携による環境教育体制の整備を図る。」の5つの手段に沿って環境学習を推進しています。

例年、「自然散策会」「暮らしと環境を考える講座」などを開催していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「自然散策会」1回のみの実施となりました。

「自然散策会」

と き 12月4日
場 所 しいのもり
参加者 32名



「暮らしと環境を考える講座」

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました

写真は令和元年度の様子

ウ 清掃活動

臨海地区清掃は、臨海地区の企業の皆様の協力により令和3年度は年2回、道路周辺の清掃を実施しました。

市内一斉清掃は、市民のみなさんにより、5月及び11月に、市内全域を対象として道路、公園、ごみステーション周辺等の清掃を実施しました。

また、皆さんの家庭から出たごみを収集している袖ヶ浦クリーンセンターの見学も毎年行われています。

「臨海地区清掃」

とき 6月16日

11月10日

場所 臨海地区

参加団体 360事業所

ごみ収集量 2.34t



「市内一斉清掃」

とき 5月30日

11月21日

場所 市内全域

参加者 15,000人

ごみ収集量 57.0t

「袖ヶ浦・長浦駅周辺ポイ捨て防止活動」

とき 7月13日

10月5日

場所 袖ヶ浦駅・長浦駅周辺

参加者 339人

ごみ収集量 110kg



「袖ヶ浦クリーンセンター施設見学」

視察団体 3団体

延べ人数 108人

(2) 補助金制度

環境保全関係補助金制度

(令和4年4月1日現在)

名 称	内 容	補 助 金 等	担当課	備 考
合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対して、事業に要する経費の一部を補助する。	し尿及び生活排水を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽で人槽に応じ300千円から963千円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
生活排水処理施設設置事業補助金	生活排水の放流先がない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁防止を図るため、生活排水処理施設を設置する者に対して、経費の一部を補助する。	生活排水処理施設の設置に対する経費の2分の1の額とし、200千円を限度とする。	廃棄物対策課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)
資源回収活動推進助成金	ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して、助成金を交付する。	対象となる資源は、繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル及び廃食用油で、助成金は1kg当たり4円とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
生ごみ肥料化容器等購入設置助成金	一般家庭から排出される生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等の購入者に対して、経費の一部を補助する。	購入額の2分の1の額とし、生ごみ肥料化容器1基につき3千円(2基/1世帯まで) 機械式生ごみ処理機は1基につき25千円(1基/1世帯まで)を限度とする。	廃棄物対策課	予算内先着順
保存樹木等助成金	自然環境の適正な保全を図るため、保存樹木等の所有者がその樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成する。	幹回りが1.5m以上、高さが15m以上で美観上優れ、健全に育成されている樹木について、1本当たり年額1千円を助成する。 面積が500m ² 以上で健全に育成されている樹林について、1m ² 当たり年額3円を助成する。	環境管理課	
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、経費の一部を補助する。	自ら居住する住宅に新たに住宅用省エネルギー施設を設置する方に対し補助金を交付する。 エネファームについては100千円(停電時自立運転機能を有しないものにあつては5万円)、を限度とする。 定置用リチウムイオン蓄電システムについては70千円を限度とする。 窓の断熱改修については、補助対象経費の4分の1の額とし、80千円を上限とする。 電気自動車については、10万円(V2H充放電設備を併設する場合には15万円)を限度とする。 V2H充放電設備については、補助対象経費の10分の1の額とし、25万円を上限とする。 ただし、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車については、住宅用太陽光発電システムが設置されているか、同時に設置すること。 窓の断熱改修については、設置する住宅の建築工事が完成していること。	環境管理課	(注) 工事着工前に申請を行い、決定が下りてから工事に着手してください。(予算内先着順)



◇トウキョウサンショウウオ◇

袖ヶ浦の環境 令和4年版

発行年月 令和4年9月
編集発行 袖ヶ浦市環境経済部
〒299-0292
袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
電話 0438(62)2111 (代)